

## ぶしのくに静岡県ロゴマーク使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ぶしのくに静岡県ロゴマーク（以下「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「静岡県東部・伊豆半島地域」とは、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町及び小山町の20市町の区域をいう。
- (2)「デザイン等」とは、マークのイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるものをいう。
- (3)「デザインガイドマニュアル」とは、デザイン等の利用方法について、別紙のとおり県が定めたものをいう。

### (マークの目的)

第3条 マークは、静岡県東部・伊豆半島地域に所在する歴史・文化資源を活用し、誘客・周遊促進及び消費喚起を図り、地域活性化に資することを目的とする。

### (マークの商標権)

第4条 マークの意匠に係る全ての権利については、静岡県（以下「県」という。）が所有する。

### (マークのデザイン等)

第5条 マークの使用にあたっては、県が提供するデジタルデータを用い、デザインを改変してはならない。また、デザインガイドマニュアルを遵守し、その他特に付した条件がある場合はその条件に従うこと。

### (使用の承認)

第6条 マークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、静岡県東部地域局長（以下、「局長」という。）に次条に規定する申請を行い、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認申請を免除する。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」ゆかりの地 伊豆・富士山周遊促進連絡協議会（以下、「協議会」という。）及び協議会会員（会員団体の構成員を含む。）が静岡県東部・伊豆半島地域の地域活性化を目的として使用する場合
- (3) 静岡県観光協会会員（会員団体の構成員を含む。）及び静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会員が使用する場合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等、報道関係機関が報道の目的上適正な範囲内で使用する場合
- (5) 旅行会社、雑誌社が静岡県への誘客を目的とした旅行商品広報媒体や記事に使用する場合

(6) 前各号に規定するもののほか、使用承認の手続きを必要としないと局長が認めた場合

(使用承認申請等)

第7条 申請者は、「ぶしのくに静岡県ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)」(以下、「申請書」という。)に使用内容等を記載し、局長に提出しなければならない。

(使用承認)

第8条 局長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、マークの使用を承認するものとする。

- (1) 第3条の目的に反するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局長がマークの使用について適当でないと認める場合

2 前項の承認は、「ぶしのくに静岡県ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」(以下、「承認書」という。)をもって行うものとする。

(無償使用)

第9条 第7条及び第8条に規定するマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、無償でマークを使用できるものとする。ただし、マークの表示等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインガイドマニュアル及びこの要領を理解し、これに従うこと。
- (2) マークの使用に關連して第三者の生命・身体・財産に損害が生じ、県が損害賠償等の請求を受け又は受けるおそれが生じた場合には、使用者は直ちにその旨を書面で局長へ報告すること。
- (3) 前号の場合において、県が当該請求に対処するために費用を要し、又は県が第三者に対して損害賠償等の責任を負担するに至った場合には、使用者は県が当該請求への対処に要した費用及び第三者に対する損害賠償により被った県の損害を賠償すること。
- (4) その他各種の法令を遵守すること。

(使用承認の有効期間)

第11条 第8条に規定するマークの使用承認の有効期間は、承認書の交付日から令和5年3月31日までとする。

(承認内容の変更申請)

第12条 使用者が使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ局長に「ぶしのくに静

岡県ロゴマーク使用承認変更申請書」(様式第3号)を提出しなければならない。局長はその内容を判断の上、第8条第2項により変更承認を行う。

(事故、苦情等の処理)

第13条 マークの使用に生じた紛争、損害及び損失(以下、「損害等」という。)が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する損害等については、県はその責を負わないものとする。

(使用承認の取消)

第14条 局長は、使用者又はその取引先等が次の各号のいずれかに該当した場合は、マークの使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反したとき。
- (2) 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他マークの使用継続が不相当であると認められたとき。

2 前項の規定により、知事がマークの使用を不相当と判断した場合は、「ぶしのくに静岡県ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第4号)」により通知するものとする。

3 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損害等を県に請求することができない。

(使用実績の報告及び調査)

第15条 局長は、使用者にマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年11月16日から施行する。